

答申第 11 号
平成 17 年 3 月 31 日

石川県知事 谷本 正憲 様

石川県個人情報保護審査会
会長 鴨野 幸雄

個人情報の取扱いに関する例外事項について（答申）

平成 17 年 3 月 24 日付けで諮問のあった標記の件について、その理由や必要性等について審査した結果、当審査会の意見を下記のとおり答申します。

目的外の利用・提供制限の例外事項について（条例第 6 条第 1 項第 7 号）

諮問のあった事項については、公益上の必要性その他相当の理由があり、妥当な内容と認められる。

なお、個人情報取扱事務の目的以外の目的のための利用及び提供の禁止の原則を踏まえ、利用又は提供する個人情報の内容やその必要性について十分検討のうえ、運用することが必要であると考えられる。

事業名（主務課）	利用・提供する理由
<p>①診療情報関係</p> <p>・病院において、診療録等の診療情報を本人以外の者に関覧又は写しの交付等の方法により提供する場合。ただし、本人の配偶者及び二親等以内の血族並びに院長が診療情報の提供を必要と認めた者とする。</p> <p>（医療対策課）</p>	<p>・ 診療情報は、一義的には、医療従事者が適切な医療行為を行うための過程を記録し、自らの医療業務に資するものであるが、一方で患者が、患者自身の疾病の状態や治療内容等について理解をするための資料としての意義を有している。</p> <p>また、開かれた医療を推進していくためには、遺族等に対する診療情報の提供が必要な場合がある。</p>